

令和7年度からスタート！

「まちづくり条例に基づく届出」の提出方法が変わります

開発事業者のみなさま方には、各地区まちづくり推進団体が定めた「地区まちづくり計画」に適合する開発事業をお願いするとともに、開発事業に際し、事前協議・届出をお願いしております。

これまで、届出書の提出は対面で実施していましたが、令和7年度より、手続きの円滑化を目的として、オンラインでの受付を開始します。

1. 対象 「小山市地区まちづくり条例に基づく開発事業の事前届出」

2. 開始日 令和7年4月1日（火）

3. 手続きの流れ

- ①「地区まちづくり条例に関する届出チェックリスト」または「入力フォーム」にて、届出の可否をご確認ください。
- ②「入力フォーム」に届出書および必要書類のデータを添付してください。
- ③引き続き「入力フォーム」に必要事項を入力し、送信をお願いします。
- ④市より「送信完了メール」が届きます。
- ⑤約2週間で手続きが完了し、市より「完了メール」が送られます。

※窓口で提出される場合は、資料を1部ご提出ください。

手続き完了後、「完了メール」をお送りします。

4. 提出方法 以下の URL または QR コードから提出フォームにアクセス
(ホームページにも掲載しております)

URL :

入力フォーム <https://logoform.jp/form/9Doh/937317>

HP <https://www.city.oyama.tochigi.jp/kurashi/toshikeikaku/machizukuri/page002767.html>

QR コード :

入力フォーム



ホームページ

